第７回東通村総合教育会議の開催について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１条の４第３項の規定により、東通村総合教育会議を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴していただくようお願いします。

１　日　　時　　令和元年１２月１２日（木）１３時

２　場　　所　　東通村交流センター３階　委員会室

３　議　　題

（１）東通村教育の現状と課題について

（２）今後のスケジュールについて

（３）その他

４　傍聴の手続

（１）　会議を傍聴しようとする方は、当日会場までお越しください。

（２）　受付は、先着順で行い、住所及び氏名並びに連絡先を傍聴人名簿に記入していただきます。

（３）　傍聴席が満席となったとき、その他必要があると認めたときは、傍聴人の数を制限します。

５　問合わせ先

経営企画課　地域戦略グループ

電話　０１７５－２７－２１１１（２２１）